

## 筆界特定をした旨の公告

下記の筆界特定の手続について、筆界特定をしたので、不動産登記法第144条第1項の規定により、公告する。

令和8年3月31日

山形地方法務局 筆界特定登記官

### 記

#### 筆界特定手続の表示

手続番号	令和6年第10号
対象土地	酒田市常禅寺字上野山10番 酒田市常禅寺字上野山11番
手続番号	令和6年第11号
対象土地	酒田市常禅寺字上野山10番2 酒田市常禅寺字上野山11番